



住宅用火災警報器 なるる 設置基準早わかり見取図

Step 1

● 寝室をチェック

就寝に使用する部屋に設置します。
(普段就寝している部屋のごとく、
来客が就寝するような部屋は除き
ます。)

Step 2

● 階段をチェック

寝室のある階の階段の踊り場(天井
又は壁)に設置します。避難階(1階な
ど容易に避難できる階)は除きます。

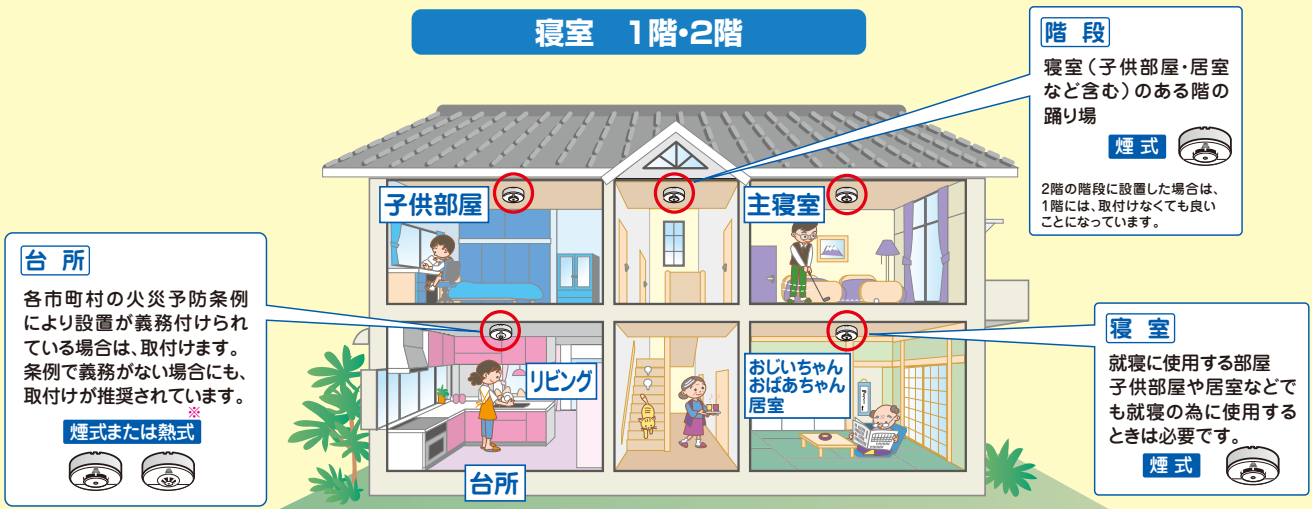
Step 3

● 三階建て以上はさらにチェック

階段部分に警報器を設置しない階が2階
以上連続する場合、警報器を設置した階
から2階離れた居室のある階(避難階を含
む)の階段に設置します。

2階建て戸建て住宅では

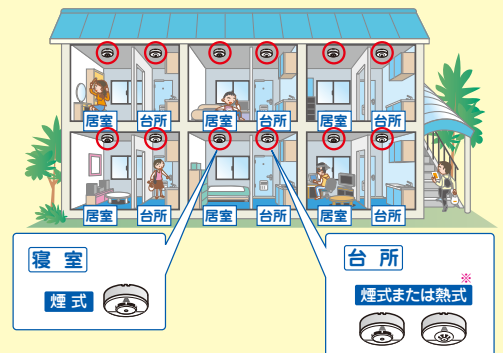
寝室 1階・2階



寝室 1階のみ



……1Kタイプのアパートでは……

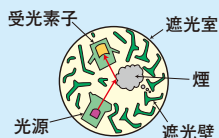


● 寝室と階段は必ず煙式(光電式)を取付けます。

※ 台所にも原則煙式ですが調理の煙や湯気による誤報の発生が心配される場所には熱式を取付けてください。

煙式(光電式)

光の反射を利用して火災の煙を見つけてます。
火災を早期に見つけることができるので、
住宅には最適です。



【煙式の作動原理】
平常時遮光壁にさえぎられて届かない光が、煙の進入により反射され受光素子に届きます。 **居室・居室・階段・台所に**

熱式(定温式)

火災警報器の周囲の温度が異常に高くなると作動します。おおよそ 65°C で感知します。

調理中の蒸気や煙などが発生する台所などで煙式を取付けられないところに適しています。



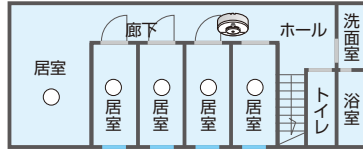
調理の煙や湯気による誤報の発生が心配される台所等



Step 4

●火災警報器を設置しなくてもよい階のあるときはチェック

今までのチェックで火災警報器を設置する必要の無かった階で、7㎡(四畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下に火災警報器の設置が必要です。



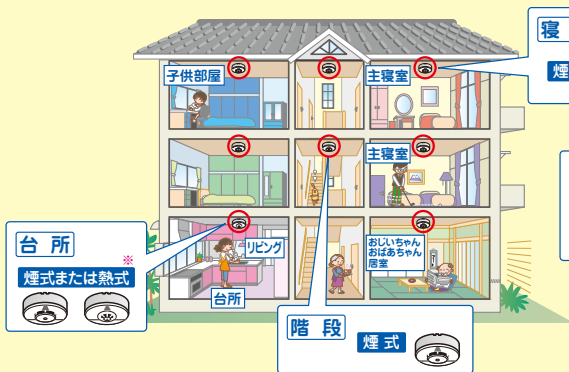
Step 5

●台所をチェック

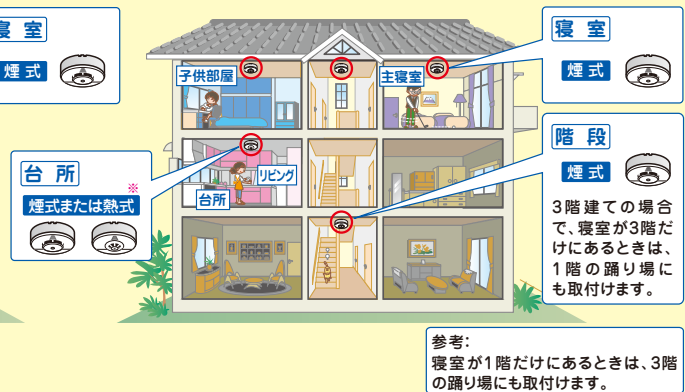
各市町村の火災予防条例により設置が義務付けられている場合は、取り付けます。条例で義務がない場合にも、取付けが推奨されています。

.....3階建て戸建て住宅では.....

寝室 1階・2階・3階

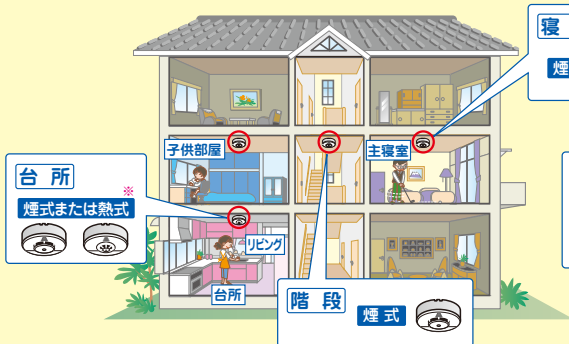


寝室 3階のみ

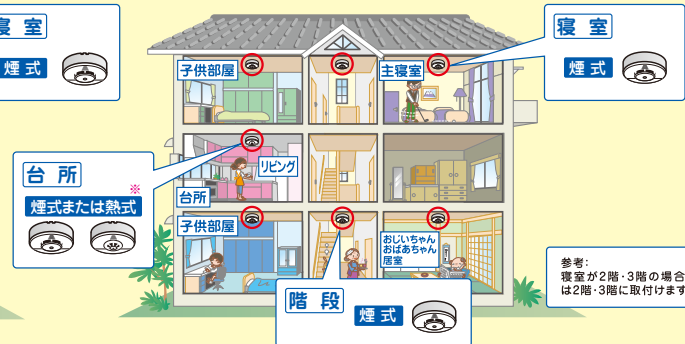


参考：
寝室が1階だけにあるときは、3階の踊り場にも取付けます。

寝室 2階のみ



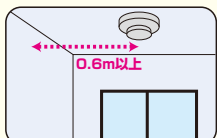
寝室 1階・3階



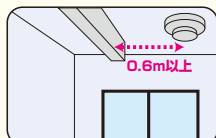
参考：
寝室が2階・3階の場合、階段は2階・3階に取付けます。

取付ける場所

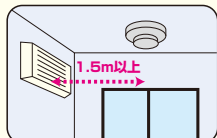
- 壁面や梁からなるるの中心を60cm以上離します。
- エアコンなどの吹き出し口からなるるの中心を1.5m以上離します。



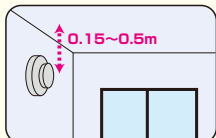
中心を壁から0.6m以上離す。



梁より0.6m以上離す。



エアコンがある場合、吹き出し口より1.5m以上離す。



天井から0.15~0.5mの位置に取付ける。

お客様にご注意いただくこと

煙式(光電式)は、火災による煙以外の物質でも警報を発することがあります。

- くん煙式殺虫剤を使用する場合にはなるるをビニール袋で覆うか、乾電池を取り外すなどしてください。くん煙式殺虫剤使用後は、必ずもとに戻すようにしてください。
- 湯気や大量の蒸気、調理の煙などによりなるるが頻繁に作動する場合は、湯気や煙の直接かからない場所に取付け位置を変更してください。このような場所(台所)には、熱式をお勧めします。

火災ではないのになるるの警報音が鳴ってしまったら!!!

本体に付いている引き紐を引くか、ボタンを押すと約5分間警報音を一時停止することができます。この間に室内の換気をしてください。